特許共同出願契約書(案)

（ひな型／非独占型（共同研究契約書第２０条第１項第３号を選択））

　国立大学法人富山大学（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は，令和○年○月○日付けで締結した共同研究契約書（研究の題目：（共同研究の課題名を記入）。以下「研究契約」という。）第１６条に基づき，共同して行った発明を，特許出願（当該出願の分割出願，これを先の出願とする国内優先権主張出願を含むものとする。）するにあたり，次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（発明の名称及び権利の持分）

第１条　甲及び乙は，次の発明（以下「本発明」という。）について特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権（以下「本特許権等」という。）を共有し，その持分は次のとおりとする。

(1)発明の名称

(2)持分　甲：　　　％，乙：　　　％

(3)整理番号　甲：　　　　，乙：

(実施)

第２条　甲及び乙は，本特許権等の実施について，乙が研究契約第２０条第１項第３号を選択し，これを適用することを確認した。

（出願手続等）

第３条　本発明の特許出願の手続，登録までの諸手続及び登録された場合の権利の維持保全に関する手続は乙がこれを行うものとする。ただし，審査請求を行うとき，拒絶理由通知を受けたとき又は審判請求を行うとき，その他甲乙協議の上手続することが適当と認められるときは，乙は甲と事前に協議するものとする。

２　乙は，第１項における手続の経過をその都度遅滞なく甲に通知しなければならない。

（外国出願）

第４条　甲及び乙は，本発明について外国出願を行おうとするときは，その取扱いについて別途協議の上定めるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲及び乙は，第３条の手続に要する出願費用，審査請求の費用，特許料，並びに弁理士等の費用，その他特許の登録に至るまでの費用および特許の維持のための費用（以下「管理費用」という。）を第１条の持分に応じて負担するものとする。

（第三者に対する通常実施権の許諾等）

第６条　甲は，研究契約第２０条第１項第３号に基づき，本件特許権等について第三者に自己の持分を譲渡し又は通常実施権等を許諾することができる。

（改良発明）

第７条　甲及び乙は，本発明を改良し，本発明を基にして発明又は考案をし，これらの改良，発明又は考案について特許出願又は実用新案登録出願するときは，遅滞なくその内容を相手方に通知するものとする。

（秘密保持）

第８条　甲及び乙は，本発明が公開又は登録になるまで相手方の許可なく本発明の内容を第三者に漏らしてはならない。ただし，既に公知となっている情報はこの限りではない。

（第三者との紛争等）

第９条　甲及び乙は，本発明の特許出願又は特許権に関し，第三者から審判又は訴訟を提起された場合は互いに協力して対処するものとする。

（権利の放棄）

第１０条　甲及び乙は，本発明について本特許権等の持分の全部もしくは一部を放棄するときは，書面で通知し，その取扱いについて別途協議のうえ決定するものとする。

（契約有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は，本契約の締結日から本発明に基づき取得した特許権の存続期間満了日までとする。ただし，次の各号に該当したときは，その該当する日に終了するものとする。

　(1) 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定又は審決が確定したとき。

　(2) 本発明に基づいて取得した特許の無効又は取消の審決が確定したとき。

（実施契約）

第１２条　甲及び乙は，本発明について実施する場合は，協議のうえ別途実施契約を締結するものとする。

（協議）

第１３条　この契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議の上定めるものとする。

　この契約の締結を証するため，この契約書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　富山県富山市五福３１９０

　　　国立大学法人　富山大学

　　　　分任契約責任者

　　　　　　　研究振興部長

乙　　○○○○○

　　　○○○

○○○　○○○○